

# コンプライアンス

シード株式会社

2008年2月

## **第 1 章 総則**

### **第 1 条 総則**

本規定は、シード株式会社におけるコンプライアンスについて規定する。

### **第 2 条 定義**

本規定において、コンプライアンスとは、法令・就業規則・企業倫理を遵守することを言う。

### **第 3 条 適用範囲**

本コンプライアンスは、シード株式会社の従業員である、社員・契約社員・嘱託社員・パート・アルバイト・派遣社員・退職者全てに適用されるものとする。

## **第 2 章 行動規範**

### **第 4 条 社会的責任と公共的使命**

当社は、事業の社会・公共の福祉への貢献という使命を強く認識し、事業活動を通じて社会への貢献と事業の一層の発展、環境問題に積極的に取り組むことを目指す。

### **第 5 条 フェアな事業活動**

当社は、常にフェアな自由競争に努め、優れた技術により、“真実”に“誠実”に“確実”に製品・サービスを提供し、顧客・取引先の信頼を得ることに最優先で取り組む。

### **第 6 条 法令・社会的規範の遵守**

当社は、職員一人一人が社会貢献について絶えず考え、法令や社会的規範を遵守して誠実に事業活動を遂行する。

### **第 7 条 反社会的勢力との決別**

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には、毅然として対応し、一切関係を持たない。

### **第 8 条 人格・人権の尊重**

当社および職員は、職員一人一人の人格・人権を尊重するとともに、出生・信条・性別・学歴・障害・個人的特性に基づいた差別を行わない。

## **第9条 セクシャルハラスメントの禁止**

当社および職員は、セクシャルハラスメントやこれに誤解される恐れのある行為また、相手に不快感を与える性的な言動や行為を行わない。

## **第10条 労働関係法の遵守**

当社は、労働関係法を遵守し、労働条件について適正な管理を行い、強制労働・過重労働を強要しない。

## **第11条 環境保全**

当社は、環境問題の深刻さを強く認識し、事業活動にあたり資源の有効活用と環境の保全に努める。

## **第12条 守秘義務**

当社および職員は、当社や顧客・取引先等の公表されていない機密情報を在職中さらに退職後も漏洩したり、いかなる目的にも利用しない。

## **第13条 広報活動**

当社は広報活動にあたっては、虚偽や誇大な広告を排除するとともに、差別や人権侵害にあたらぬように行い、社会的理解を得られるように努める。

## **第14条 知的財産権の保護**

当社は、知的財産権を侵害しないように細心の注意を払うとともに、当社の権利・財産の保護に努める。

## **第15条 情報システムの管理**

他社の情報システム構築の際には、システムの安全確保を行い、情報の流出防止、システムトラブル時の復旧等に必要な措置を迅速に実施し、防止策を講じる。

## **第16条 認証情報の保護**

情報システムのID・パスワードは、厳重に管理し、所有者本人と管理者以外の目の触れるところに表示しない。

## **第17条 情報資産の管理**

情報資産は厳重に管理を行い社外への漏洩を防ぐとともに、廃棄の際は、復元できないよう十分な措置を講じる。

## **第 18 条 会社財産の尊重**

職員は、すべての会社財産を業務遂行の目的で活用し、私的な利用を行わない。

## **第 19 条 過剰な接待等の禁止**

職員は、取引先などに対して、社会的儀礼の範囲を超えた接待・贈答を行うこと・受けることをしてはならない。この恐れのある事態に陥ったときは、その旨を上司に報告し、指示を受ける。

## **第 20 条 適正取引**

他社との取引については、法令に則り、適正な契約を締結し、特定の業者に対して有利な待遇を与える行為を行わない。

## **第 21 条 プライバシーの保護**

職員および取引先職員の個人情報、これを適正に管理し、本人の承諾なく外部に開示しない。ただし、裁判所・行政の命令等の正当な理由がある場合はこの限りでない。

# **第 3 章 法令等の推進体制**

## **第 22 条（行動指針）**

職員は法令等の遵守に努め、会社の利益を理由に違法行為を正当化し又は黙認することがあってはならない。

## **第 23 条（推進体制）**

取締役会は、コンプライアンスの実践計画の立案とコンプライアンス遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会を設置する。

委員会は、以下の構成とする。

委員長：社長

コンプライアンス責任者：総務部長

委員：総務部職員、各部課長以上

委員会は以下の事項を担当する。

コンプライアンス・プログラムの企画・立案

コンプライアンス・プログラムは年度毎に見直すものとし、必要に応じて適宜見直す。

コンプライアンスの達成状況の報告

コンプライアンスチェックリスト等の制定・改廃

## **第4章 周知・教育**

### **第24条（コンプライアンスの配置）**

本コンプライアンスは、全職員に配布するとともに、常時閲覧できるよう配置し、徹底を図る。

### **第25条（コンプライアンスの教育）**

委員会は、教育・研修等を定期的・継続的に実施し、職員のコンプライアンス遵守意識の徹底に努め、これを企業文化とする。

## **第5章 不祥事故発生時の対応**

### **第26条（報告）**

職員は、本コンプライアンスに違反する恐れのある事実を発見した場合、これを隠蔽せず、速やかに、上司を通してまたは、直接コンプライアンス担当者に通報する。

### **第27条（事実調査、解決等）**

コンプライアンス責任者は、不祥事故発生の際には、速やかに調査を実施し、解決策を講じる。

### **第28条（懲戒処分）**

当社職員が法令等に違反する行為を行った場合や違反を放置したものについては、「就業規則」に従い処分を行う。

### **第29条（委員会への報告）**

当社職員は、定期的に委員会に対し、不祥事故の発生状況を報告するものとし、委員会はコンプライアンス・プログラムの企画・立案に反映させるものとする。

## **第6章 関連情報の報告**

### **第30条（顧客からの苦情等）**

当社職員は、取引先・顧客からの苦情等につき、定期的に委員会あて報告する。

## **第7章 改廃**

### **第31条（改廃手続き）**

本コンプライアンスは必要により随時見直し、取締役会の決議により、速やかに是正・改善措置を行う。